

会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会第 19 回行政改革推進分科会
開 催 日 時	令和 3 年 6 月 (書面開催)
開 催 場 所	書面開催
参 加 者	中村分科会長、石川副分科会長、根岸委員、関谷委員
議 題	1 行政改革推進分科会 分科会長及び副分科会長の選任について 2 第 5 次瑞穂町行政改革大綱実施細目の令和 2 年度進捗状況について
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・(資料 1) 分科会長及び副分科会長 (事務局案) について ・(資料 2) 行政改革の実施状況の概要 (主な取組事例) ・(資料 3) 第 5 次瑞穂町行政改革大綱実施細目令和 2 年度進捗状況等報告書 総括表 ・(資料 4) 第 5 次瑞穂町行政改革大綱実施細目令和 2 年度進捗状況等報告書 個表
審 議 経 過	<p>1 議題</p> <p>(1) 行政改革推進分科会 分科会長及び副分科会長の選任について (事務局) 令和 3 年度からの行政改革推進分科会について、事務局としては各委員の状況を勘案し、分科会長を中村委員に、副分科会長を石川委員にお願いしたいと考えている。</p> <p style="padding-left: 2em;">一同承認</p> <p>(事務局) 承認ありがとうございます。では中村委員に分科会長を、石川委員に副分科会長をお願いします。</p> <p>(2) 第 5 次瑞穂町行政改革大綱実施細目の令和 2 年度進捗状況について</p> <p>○各委員からの意見及び質問並びに事務局の回答</p> <p>(根岸委員)</p> <p>資料 2 の取組事例 1 について、具体的にどのような媒体を活用し、住民の意見を募る取組をしたのか。その結果、どの程度の住民意見を得ることができたのか。併せて、これらに対し、課題や更なる改善点等について検討しているようであれば教えてほしい。</p> <p>(事務局)</p> <p>一例だが、長期総合計画の意見募集では、庁舎の情報公開コーナーや図書館、コミュニティセンター等の住民の目に触れやすい場所に冊子を設置した。また、町ホームページにも掲載してインターネットでも計画素案を閲覧、意見提出ができるようにしている。その結果、53 件の意見が寄せられた。今後の課題としては、多くの意見が寄せられるように web 媒体の更なる活用が必要と感じている。</p> <p>(根岸委員)</p> <p>資料 2 の取組事例 1 に書かれている「地域交通のあり方について意見交換会」について、どのような形態での意見交換会を持つ予定か。また住民の参</p>

加のみならず、この分野の有識者からの参加・貢献も有益と思われるが、この点に係る意見があれば教えてほしい。

(事務局)

取組事例の事業は令和2年度の実施内容である。意見交換会は、コミュニティバス運行について町内3か所で地域住民に事業実施に向けた説明を行い、様々な意見をいただいた。一部地域にデマンド交通の導入を提案したが、コミュニティバスを望む意見、元狭山地域には民間路線バスの運行本数が少ないことから、通勤通学時間帯の運行を望む意見等が多くあった。これらの意見をもとに、大学教授や交通事業者、道路管理者、国土交通省や福生警察署、福祉関係者等で構成する地域公共交通会議の委員から意見を聞き、方針を決定している。なお、10月1日からのコミュニティバスの実証実験運行開始以降も利用者や住民から意見を聞き、ともに議論ができる仕組みづくりをしたいと考えている。

(根岸委員)

資料2の取組事例2について、瑞穂町の給付を近隣自治体よりも早く実施することができたと書いてあるが、どのような取組により迅速な実施が可能となったのか。またこの経験を踏まえ、コロナワクチンの住民に対する接種の迅速化に貢献できる教訓等があったのではないかとと思われるがどうか。

(事務局)

部・課を横断して組織(給付本部)を立ち上げ、緊急事態宣言下であったが、全庁的に取り組んだことが要因と考えている。加えて、既に給付を開始していた近隣自治体と情報交換できる関係が築けていたことも理由と考えている。コロナワクチンの接種についても、瑞穂町は早々に担当主幹職を設け、対応にあたった。西多摩の自治体に先駆けて集団接種の模擬訓練等も実施し、接種の迅速化を図っている。

(根岸委員)

資料2の取組事例5について、「新たに福祉系システム」を含めることのメリットについて教えてほしい。文中の「新システム」とは、「基幹系(住民記録、税等)システム」に「福祉系システム」を含めたものを、次期更改時期を迎える令和3年10月に間に合わせる形での共同開発を想定しているのか。また、維持費用等の4町村での分担の状況等についても教えてほしい。

(事務局)

新たに福祉系システムを含めるメリットは、次の8点だと考える。

- ①パッケージ利用料及び法改正に伴うシステム改修費用について、参加町村で分割できる。
- ②同一パッケージを利用するため、4団体内で情報交換や情報共有がしやすい。
- ③事業者やシステムに対する要望が伝えやすい。
- ④4団体で事業者を選定するため、高品質なシステムの導入が図れる。
- ⑤未導入システムの新規導入。

⑥住記・税と合わせた調達（事業者統一）によりデータ連携がスムーズになる。

⑦セキュリティが向上する。

⑧職員負荷の軽減や業務の効率化が図れる。

また、「新システム」はお見込のとおりである。令和2年10月にシステム構築作業を開始し、令和3年9月末に完了する予定であり、機器も入れ替え、令和3年10月から運用を開始する。

維持費用の分担状況について物品費、作業費及び運用保守費については、4町村共通部分は均等割りとし、個別に係る部分は数量やデータ量が異なるため団体ごとの負担となっている。パッケージ利用料については、現行システムの費用比率で按分している。法改正によるシステム改修費についても按分とし、いずれの場合も各団体が個別に実施するよりも費用が削減されている。

（中村委員）

資料番号4項目番号1-4「町内会（自治会）組織の連携強化」について、町内会加入率の低減は、高齢化・独居化・介護入院等と相関関係があるか。寿会の組織率や退会等と関係しているか。小規模町内会の合併や統合編成を行政主導で進める計画はあるか。

（事務局）

町内会（自治会）の加入率低下の主な理由として「若年世帯や転入世帯の未加入」、「役員になることを避けるための脱会」、「活動等に参加できないために脱会する高齢世帯」があると把握している。その他、脱会には様々な理由があることから、単純に加入率の低下と高齢化・独居化・介護入院等が相関関係にあるとの判断はできない。寿会の方々の町内会（自治会）加入状況を把握していないため、寿会の組織率や退会等と関係しているとの判断もできない。また、町内会（自治会）は任意団体（地縁組織）であるため、合併や統合編成について行政主導で進める計画はない。

（石川委員）

同じく資料番号4項目番号1-4「町内会（自治会）組織の連携強化」について、町内会加入率の推移について伺いたい。町内会の意義はコロナ禍の今こそ大切だと思う。町内会への活動援助（施策支援や金銭的支援）についても伺いたい。加入率は上昇したのか。町内会のメリット・魅力のアピール方法については、今後とも考えていくことが大切だと思う。

（事務局）

まず町内会の加入率について、町では2年に1度、加入率を調査しているが、令和3年4月1日時点の加入率は39.3%、2年前の42.6%から3.3ポイント減となった。町内会への活動支援については、地域づくり補助金により、実施する様々な活動等に対し側面支援をしている。また、町内会（自治会）加入案内チラシ（日本語版、英語版）や加入申込はがきを作成し、各町内会（自治会）の加入促進活動に活用をしてもらっている。コロナ禍で困った時にこそ助け合える、「共助の大切さ」が認識されているが、コ

コロナ禍で町内会（自治会）の活動が制限され、脱会した方もいた。今後の対策としては、高齢者世帯の脱会を防ぐために役員を回避する等の負担軽減を図ることや高齢世帯向けの見守り活動を行うこと、未加入世帯には町内会（自治会）の活動内容や必要性を理解してもらうことが必要だと考えている。具体的な方策については、今後も町内会連合会と相談していく。

（関谷委員）

同じく資料番号4項目番号1-4「町内会（自治会）組織の連携強化」について、町内会の加入世帯が減少傾向にあるが、町内会の役割とは何か。また、回覧板で住民の意見を集めてみてはどうか。防災訓練における安否確認のタオルは良い取組だと思うが、町内会に加入していない世帯にも配布してみてはどうか。

（事務局）

町内会（自治会）は、地域に住む人々が、互いに支えあい気軽に協力できる人間関係を育みながら、住みやすい地域づくりを目指し、活動している自主的な団体である。少子高齢化、防災・防犯等の諸課題を、地域住民の連携・協力により解決していくことが必要である。そのため、町内会（自治会）は、地域の各種行事や地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを活発に行い、いざというときに協力し合える絆をつくっていることがその役割だと考える。

回覧板での意見募集については、回覧板は町内会（自治会）内における情報共有の手段として活用しているため、町が主体的に住民の意見を集めるために活用することは考えていない。

「安否確認タオル」は町内会連合会の事業として、町内会（自治会）加入世帯へ配布したものであり、町内会連合会としては未加入世帯への配布予定はない。なお、新たに町内会（自治会）に加入された世帯に対しては「安否確認タオル」を配布している。町としては、当面「安否確認タオル」のような軽易な全員参加型の防災訓練を継続し、地域のつながり強化の一助となるよう努めていきたいと考えている。しかし、コロナ禍の影響もあり財源確保が厳しい状況のため、現段階で全町民への配布予定はない。

（関谷委員）

資料番号4項目番号2-3「広報みずほの充実について」、「広報みずほ」は読みやすく、とても良くできていると思う。郵便局や金融機関以外にも、コンビニ、スーパー等にも置いてあると一人暮らしの若い方等の町内会に加入されていない世代にも目にとまり、手に取ってもらえることもあると思うが、どうか。

（事務局）

「広報みずほ」は、シルバー人材センターに委託をし、毎月月末から月初めにかけて全戸配布している。また、質問のとおり、郵便局や西多摩農協、西武・青梅・多摩信用金庫に置いているほか、箱根ヶ崎改札と特別養護老人ホームにも置いている。そのほか、町の公共施設にも置いている。なお、町内会への加入未加入は関係なく、全世帯に配布している。以上のことから、

必要な方に届いていると考えている。また、配布部数によって委託料が変わることから、コンビニやスーパーに置くとなると配布件数が増え、委託料も増えるので、現時点では、現状のままとしたい。

(石川委員)

資料番号4項目番号2-4「住民の声の庁内共有と活用」について、町長への手紙の投稿数と内容の内訳を教えてください。

(事務局)

受付通数は186通であり、そのうち差出人特定が可能なものは85通、不可能なものは101通あった。内容では要望が41通、意見が104通、苦情が18通、営業が6通、その他が17通であった。分類別では新型コロナウイルスが89件、環境が15件、その他が14件、施設が11件、防災防犯が10件、基地が8件、職員が7件、福祉が6件、道路が5件、教育が5件、交通安全が4件、公共交通が3件、税が3件、まちづくりが2件、都市計画が2件、農地が2件、広報紙が1件、イベントが1件、国民健康保険が1件、マイナンバーカードが1件、動物が1件、健康が1件であった。なお、分類別については、1通に複数の分類にまたがる内容が含まれる場合があるため、総数が186を超えている。

(根岸委員)

資料4項目番号3-1「協働施策の展開」について、「モノレールを呼ぼう瑞穂の会」が正式に発足し、事務局として秘書広報課が参画した。早期延伸に向けた取組の多くは、今後の更なる延伸計画に向けた施策の具体化・現実化に伴い、自治体としての役割・取組も今まで以上に多くなるものと推測できる。この場合、現状はモノレール延伸への取組は、同事務局に秘書広報課が参画された状況を踏まえ、協働施策としてのみならず、より大きな取組として、町の事業として推進・評価を行うことが適切かと思うがどうか。

(事務局)

多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸は、東京都の他の交通施策より先行した早期実現に向けた要望活動が主な取組だったため秘書広報課が担当し、住民有志による署名活動を協働の立場で支援してきた。

令和2年度に、東京都が多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸に向けた調査・基本設計費を計上したことから、令和3年度に都市計画課に公共交通担当を配置した。「モノレールを呼ぼう瑞穂の会」には、機運醸成の意識を高める活動で、多くの住民がモノレールを待ち望む声を東京都へ発信することが期待される。町と住民が一体となった取組で、モノレールの早期延伸を実現させるためには、地域を活性化するための都市計画によるまちづくりが欠かせないので、住民の機運を高めながら行政としての役割であるまちづくり計画を推進していく。

(石川委員)

資料4項目番号4-1「公共施設」について、農産物直売所は、町外の人にとっても魅力的な商品が多くあるが、場所が周知されていないか、周知が不足していると思う。16号や街道沿いに出店できることが最も望ましいと

考える。現状の場所でも、16号線からの目立つ案内看板を出し、誘客する方法も検討してはどうか。

(事務局)

現在、直売所の案内看板は、併設しているJAにしたま瑞穂経済センターと併せて、国道16号八王子方面岩蔵街道交差点の手前及び岩蔵街道第二中学校付近の2か所に設置している。また、案内サインを箱根ヶ崎駅西口にも1か所設置している。案内看板に限らず、直売所の周知方法については、引き続きJAにしたまや直売所管理運営委員会と協議しながら、取り組んでいく。

(根岸委員)

資料4項目番号4-2「新たなアウトソーシングの検討」について、今後のICT活用の進展に伴い、AI/RPA活用は更に重要な取組になると認識している。令和2年度の取組として、勉強会への参加が書かれているが、今後の展開について方針等は検討しているか。特に、税に関するRPA導入は、他の自治体でも多く取組が為されているかと思われ、具体的な方針が定まっているのであれば教えてほしい。

(事務局)

AI/RPAの活用については、昨年度末に策定した第6次行政改革大綱に記載をしている。今年度は情報収集を進め、来年度より実際の導入に向けた具体的検討を進めていく予定である。現時点では、税に関するRPA導入についても具体的な方針は定まっていない。

(中村委員)

資料4項目番号5-3「事務事業評価シートの見直し」と項目番号9-10「公会計制度の導入・運用」について、評価Eの原因は。公会計制度の対象にしている部門と公会計制度適用の移行日程を教えてほしい。また、事務事業評価シートの改定版はいつできるか。

(事務局)

項目番号5-3の評価Eの原因について、地方公会計と連動する事務事業評価シートの情報収集に努め、検討を進めたが、地方創生臨時交付金申請事務等の新型コロナウイルスに係る対応を最優先して行った結果、思うように事務が進まず、改定には至らなかった。

町の普通会計（一般会計及び駅西区画整理特別会計）については、地方公会計制度に基づき、平成29年度から全国統一的な基準で財務書類を作成し、公開している。令和3年度には、その他の特別会計についても、同じ統一的な基準で財務書類を作成する予定である。

事務事業評価シートの改定について、第5次行政改革大綱の計画期間中に、町として公会計制度への移行は実現したが、事務事業評価シートの改定に至らなかったことは反省点だと考えている。しかし、令和3年4月から開始した新しい長期総合計画に合わせて、事務事業評価シートの様式も改定する予定がある。

(根岸委員)

同じく資料4項目番号5-3「事務事業評価シートの見直し」について、毎年度の効果（成果）判定が「E」であり、昨年度の行政評価委員会では「現在、次期長期総合計画を策定しているところであり、事務事業評価シートも次期長期総合計画との連動化をすすめ、費用と効果のバランスが、より分かりやすくなるものとなるよう見直しを進める」と確認しているが、本年3月に第5次長期総合計画が発行されたと認識している。この点を踏まえ、今年度はどのような活動を行う想定であり、見直しを完了させる見込みか教えてほしい。

（事務局）

事務事業評価シートの改定については、新しい長期総合計画の計画期間が開始したことに伴って、令和3年度中に行う予定である。事務事業評価シートを活用することで、長期総合計画の進捗評価も一緒に行える様式を検討している。

（根岸委員）

資料4項目番号6-1「継続的な組織の見直し」について、「定員適正化計画」の見直し等を進める過程では、項目4-2「新たなアウトソーシング検討」の進展により、更なる事業の効率化の推進と、同推進に伴う定員の適正化に貢献するかと思われ、両点は大いに関連するものと推察できる。この点を踏まえ、令和2年ではどのような検討がなされたのか、また今後の方針も教えてほしい。

（事務局）

新しい分野のアウトソーシングを検討し、進展させることで定員の適正化に寄与すると考えられるが、現状として行政課題は増加の一途をたどっており、新たに発生した行政課題に対応する職員数を確保するためにも業務効率化の手法を検討しているところである。令和3年3月に策定した、第4次「定員適正化計画」では、目標年次を令和7年とし、定員については、再任用職員の人数の増加を見込む一方、60歳未満の職員数については、現状を維持する計画としている。今後も行政課題は増加の一途をたどるものと見込まれるが、アウトソーシングによる対応も検討し、現状の定員を維持していく予定である。

（根岸委員）

資料4項目番号6-3「ワーク・ライフ・バランスの推進」について、コロナ禍での職員の業務遂行は大変だと思う。ワーク・ライフ・バランスの推進の一環として、在宅ワークの推進等も重要な取組だと思うが、本推進の中で、在宅ワークの推進は含まれているか。また、在宅ワークの推進のためには、職員の方々が自宅から各種情報にアクセスできる情報システムの整備が必要かと思うが、整備状況についても教えてほしい。特に、在宅ワークの推進は、有事の際の業務遂行・実施の観点から、BCP（事業継続計画）対策としても有効と思う。

（事務局）

昨年緊急事態宣言期間中に、急遽在宅ワークの推進についての検討を開

始した。しかし、個人情報扱う部署も多く、在宅ワークになじまない部分が多くあるため、思うように推進できていない現状がある。その反面、自宅で各職員が持つ業務のマニュアル作成を行う等、在宅で可能な業務の抽出は進展した。外部からの行政情報・個人情報へのアクセス環境についてはまだ整備ができていない状況である。

(石川委員)

資料4項目番号7-2「女性職員の活躍できる場の拡大」について、SDGsの考え方を町職員の職場環境に更に取り入れて、推進と普及をしてほしい。

(事務局)

先日行った新しい長期総合計画の説明会において、参加した職員209名に対し、企画課長より「今後の計画策定の際にはSDGsの考え方が基準になる」旨、話をしている。町の取組から取り残される人がいないよう、職員の意識啓発を継続して行っていく。

(中村委員)

資料4項目番号8-4「多様な任用形態の推進」について、定年65歳は令和13年を目処に移行すると思うが、雇用の安定性・持続性の観点からすると、民間企業の就業者は不安定である。公務員の再任用は、就業の機会均等の閉鎖性が危惧される。優れた経験者や技能者を任用する、オープンな雇用制度に移行する計画はあるか。

(事務局)

定年65歳への延長については、地方公務員法の改正によるものである。労働者の雇用と年金の接続、労働力の確保や高齢者の活用等の観点から、定年延長については各事業所で取り組み、社会全体で実現を目指すべきものであると考えている。優れた経験者や技能者の任用、オープンな雇用については、会計年度任用職員や任期付職員の制度を活用しながら、多様な人材の確保に努めていく。

(石川委員)

資料4項目番号9-6「他市町村との共同事業の推進」について、NPOこども劇場(青梅市)の活動は地域子ども達に良質な舞台や体験を無料で届ける活動だと考える。国の援助があるため、多く利用してほしい。

(事務局)

町立小学校での演劇等の鑑賞は、教育委員会からの補助金を充て、各小学校で実施している。貴重な情報をいただいたが、この演劇等の鑑賞は、各小学校が教育方針や他の文化的行事等を含めて検討し実施しており、特定の団体を教育委員会から紹介することは行っていない。

(根岸委員)

資料4項目番号10-1「税収の確保」について、さらなる税収確保と住民への利便性向上を目指して、クレジットカードやキャッシュレス決済等の導入も有効な方策だと考えられるが、具体的な方策等の検討は為されているのか教えてほしい。

(事務局)

町税・国保税の普通徴収（納付書）による納付は、金融機関又は郵便局窓口で納付するか、コンビニエンスストアで納付できる。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、人と人との接触を少なくする電子決済化が進んでいる。また、令和3年4月1日から、三菱UFJ銀行の窓口納付が取り扱いを中止する等、今後も窓口納付ができる金融機関が限られてくる事が予想される。

町税の収納方法を増やすことで、収納率の向上と、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う「新しい生活様式」に対応するために、電子マネーによる収納を令和3年5月6日から利用開始している。利用できる電子マネーは、「LINE Pay」及び「Pay Pay」である。それぞれのアプリを起動し、納付書に記載のコンビニ収納用バーコードを読み取り決済し、その後、電子マネー事業者から納付するものである。納付者の支払いは、残高払いでクレジットは利用できない。上限額は30万円である。

口座振替は、申込みをすると、引き落とし日に自動で支払いとなるので、納め忘れが無く、手数料も他の方式に比べ安価であるので、積極的に勧奨していく。

今後、近隣市のクレジットカードの利用状況を注視し、導入を検討する。

(根岸委員)

資料4項目番号10-2「企業誘致策の実施」について、この5年間での誘致企業数の実績は1件となっていて、様々な取組が為されていたものと思うが、誘致実績が増加しない理由についてはどう考えているか教えてほしい。昨年度の行政評価委員会の議事録上では、「現在、産業課で町内製造業の企業訪問を行い、現状や今後の方針、町への意見、要望等を聞き取っている。今後、誘致した企業へも訪問し聞き取りを行いたいと考えている」とあるが、それらのヒアリングの結果と、今年度以降はどのような取組を行う予定か教えてほしい。

(事務局)

誘致実績が増加しない理由は、町所有の土地がないことや土地情報の迅速な把握、提供が難しいことだと考えている。

企業訪問については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、7社のみの訪問となってしまったが、新型コロナウイルス感染症による業績の状況や持続化給付金等の申請状況、どのような対策を取っているか等についてヒアリングした。

やはり業績が悪化している企業が多かったが、オンライン環境の整備、社員教育に力を入れる等、コロナ禍だからできることを、それぞれの企業が行っていた。また、誘致した企業にも、新型コロナウイルス感染拡大の影響についてや町内での稼働について、聞き取りを行っている。

令和3年4月、企業誘致促進条例を改正し、奨励制度の対象業種の追加、常用雇用者数等を定めた。今後の取組については、町や東京都企業立地相談センターのホームページでのPR、関係団体からの情報収集に努め、企業誘

致を進めていく。

(中村委員)

資料4項目番号11-4「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入・運用」について、マイナンバーを必要とする行政サービス(事務)導入計画は決めているか。予定時期はあるか。

(事務局)

マイナンバーの利活用については、喫緊の課題だと認識し、毎月庁内での情報共有会議を行っている。マイナンバーを必要とする行政サービス(事務)の導入計画は具体的には定めていないが、今後、国の動向を注視しつつ、住民の利便性が高まる分野から導入できるように研究を進めていく予定である。

(根岸委員)

同じく資料4項目番号11-4「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入・運用」について、政府全体としての普及・運用が目下の課題である点は同意ではあるものの、その実現はなかなか困難だと思う。今後も普及率70%を目指す場合には、相応の対応・強化策の検討が必要かと思うが、今年度以降の取組や方針等を教えてほしい。

(事務局)

マイナンバーカードの普及促進の取組としては、本年9月までの事業だが、マイナポイント事業がある。また、近隣自治体同様に、マイナンバーカードを活用した各種証明書類のコンビニエンスストアでの交付に対応することも検討している。その他の活用法については、鋭意検討していく予定である。

(中村委員)

資料4項目番号11-7「下水道事業特別会計」について、下水道事業は基盤インフラだと考えるが、瑞穂町の下水道総延長距離を教えてください。そのうち、新規整備下水道距離は当面どれくらい必要と見込んでいるか。また、整備済み下水道は毎年、耐用年数からメンテナンスが必要になると考えられるが、総延長距離の何%を見込んでいるか。費用見込についても知りたい。下水道収入の何%占めているか。

(事務局)

令和2年度末の町における下水道の整備状況は汚水管渠が185.42km、雨水管渠が37.88kmである。今後の整備予定延長(5年程度)は汚水管渠が0.77km、雨水管渠が1.34kmとなっている。下水道管渠、マンホールの耐用年数は50年であり、瑞穂町の下水道事業は昭和49年より整備を行っているため、一番古い管渠でも47年が経過したところであり、改築・更新はまだ行っておらず、今後実施していくこととなる。

なお、令和2年度の下水道管渠、マンホールの調査・補修費については、約1億3千万円(税抜き)で、下水道事業収益(長期前受金戻入を除く)の約19.0%となっている。

(中村委員)

資料4項目番号12-1「自主財源確保計画提出対象団体の検証及び自立化に向けた財政支援」について、自主財源確保計画提出対象団体に瑞穂町観光協会は含まれているか。含まれていないなら、その理由は。自主財源確保と自立化の行動計画がないなら、観光事業を行政が主管する機能変更をしてはどうか。

(事務局)

瑞穂町観光協会は、自主財源確保計画提出団体には団体としては含まれていないが、「さくらまつり」と「みずほサマーフェスティバル」に対する補助金の申請団体であることから、当該2事業に係る自主財源確保計画は提出してもらっている。また、瑞穂町観光協会は、団体として自主財源確保計画提出対象団体ではない理由は、町から瑞穂町観光協会の運営に係る補助金は支出していないためである。

現在のところ、観光を主管する部署を立ち上げる予定はないが、第5次長期総合計画内に、観光・イベントの情報が行き渡るよう、町として公式キャラクターを活用しての情報発信や、観光ガイドブックやインターネット、SNS、マスコミ等の多様なメディアを駆使した観光情報の発信に努めることを明記している。商工会や観光協会と連携し、協働によるイベント開催も推進していければと考えている。

(根岸委員)

資料4項目番号13-2「ICTの活用」について、記載されている取組とは他に、今後ICTの活用・導入により業務効率化を検討している業務はあるか。

(事務局)

具体的な検討を本年より開始しているため、まだ提示できる段階にはない。令和3年度より発足した多摩地域のデジタル化推進に係る多自治体によるプロジェクトチームにも参加しているため、当該プロジェクトチームにおける検討内容も参考にしながらICT化・デジタル化に取り組んでいく。

(中村委員)

事務事業計画の効果判定と評価点について、おしなべてBと70点に修練されがちな印象がある。事務計画の中でも、完全に結果が表出したものは、自信を持ってA評価100点をつけてほしい。

(事務局)

職員にも仕事の成果に自信を持つように、また自信を持てる成果を残せるように周知する。

以上